

日本政府による総合的模倣品・海賊版対策の概要

経済産業省製造産業局 模倣品対策・通商室
今浦 陽恵

本稿では、日本政府による総合的模倣品・海賊版対策の概要として、当室に設置された政府模倣品・海賊版対策総合窓口について紹介するとともに、模倣品・海賊版問題に対する国内の取り組み、対外戦略として欧米との連携の概要について述べる。

1. 模倣品対策・通商室について

1.1 当室の立ち上げ

- 模倣品・海賊版問題に総合的に対処するために -

経済産業省は、日本の中長期的な産業戦略として、平成16年5月、「新産業創造戦略」を策定し、その中で、日本の国家として知的財産権保護が重要であると位置づけた。そして、製造産業局では、「ものづくり」の観点から、我が国の製造業が国際競争力を高めるには、技術開発、知財の創造、活用とともに、知財保護を含めた包括的な知財戦略を重視しており、近年急増しているいわゆる「模倣品・海賊版」問題に対し、製造業の中で業種横断的にこれを取り纏め、対策を立てていくための部署として、平成16年7月、製造産業局参事官室内に、「模倣品対策・通商室」が設置された。

現在、当室は、模倣品対策担当として私を含め参事官以下5名、通商担当として、3名の計8名の室員で構成されている。

1.2 相談窓口業務の開設 - 親切、迅速、適切 -

平成16年8月、「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」が、当室内に設置された。これは、平成16年5月に知的財産戦略本部（小泉総理が本部長、中川経済産業大臣が

副本部長）が策定した「知的財産推進計画2004」において、模倣品・海賊版に係る企業等からの相談に対応するために設置されたものである。

以前から、企業等が模倣品・海賊版による被害を受け、法令等の問い合わせや、外国政府への働きかけなどを求める際に、相談先がわかりにくい、複数省庁に関係することも総合的に対応すべき、といった批判があったことから、これらの相談に対し、相談者をたらい回しにすることなく、ワンストップサービスとして、「総合窓口」が政府として相談を受け、当窓口が関係省庁と連携して、その結果を相談者に回答している。

当窓口は、相談を受けた日から原則10営業日以内に回答を行うなど、「親切、迅速、適切」な窓口業務を行っていくことを目標にしている。

一元窓口及び担当課室

一元窓口	経済産業省製造産業局内 「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」
------	----------------------------------

【担当課室】

警察庁	生活安全局生活環境課生活経済対策室
総務省	情報通信政策局情報通信政策課
法務省	刑事局刑事課 大臣官房秘書課
外務省	経済局知的財産権侵害対策室
財務省	関税局業務課
文化庁	長官官房国際課
農林水産省	生産局種苗課
経済産業省	製造産業局模倣品対策・通商室

「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」

電話番号 03-3501-1701

メールアドレス seihumohomadoguchi@meti.go.jp



窓口発足時に看板を掲げる中川経済産業大臣

1.3 相談窓口寄せられる相談 - 常に相談者の立場で -

政府模倣品・海賊版対策総合窓口開設（8月31日）以降、相談・問い合わせは9月14件、10月10件、11月12件の計36件あった。このうち、回答を要するものは28件、政府への一般的な要請、情報提供など回答は不要といったもの8件。（11月末現在）

総合窓口寄せられた28件の要回答相談のうち、国別には、

模倣品製造国として、複数回答で、中国が10件、国内が3件、タイが2件、台湾が1件、ベトナムが1件。模倣品流通国として、複数回答で、国内が13件、中国が6件、台湾が1件、韓国が1件、バングラディッシュが1件、アメリカが1件。

関連法令別には、複数回答で、商標法15件、不競法12件、意匠法6件、特許法6件、著作権法6件、種苗法1件、製品品質法1件。

業種別には、一般機械・産業機械6件、雑貨6件、電子・電気機器3件、運輸・運搬機械2件、食品2件、繊維2件、精密機械1件、医薬品・化粧品1件。

となっている。

特徴としては、模倣品製造国として、中国が10件と突出していることであり、模倣品流通国としては、国内13件、中国6件の順となっていることである。このことから、中国で生産された模倣品が、中国国内で流通するもの、日本に流入するものに関する相談が当室に多く寄せられていることが分かる。中国での模倣品製造が多いことは、特許庁委託事業である「2003年度模倣品被害調査報告書」と符合したものであるが、台湾や韓国との比較に於いて、当窓口寄せられる相談が中国に特化している点については、今後の相談件数の蓄積などを待つ必要がある。（調査報告については「模倣品被害の現状と特許庁の取り組み」（服部和男氏）の図1, 2を参照されたい。）

また、関連法令別には、商標法に絡むものが多く、外見による誤認を惹起する事を意図した模倣・権利侵害行為に日本企業が依然として苦しんでいる実体がある。また、関連法令として、商標に次いで不正競争防止法（中国に於いては「反不正当竞争法」）が挙げられているのは、国内外に於いて、業務を行う上で最低限必要な商標権の適切な取得が行われていない事により、商標法による救済を求めることができない事を反映したものであり、逆の見方をすれば、適切な権利取

得が行われていないからこそ模倣被害に遭う、という実体も明らかになっている。

特許に関わる相談も6件ほど来ており、アジア諸国に於いて、技術の進歩により特許権侵害が顕在化してきていることも浮き彫りとなっている。相談案件の中には、模倣品の被害に遭っているにもかかわらず、審査請求すら行っていない事例もあり、適切な時期に適切な権利を取得する必要があることを広く理解してもらう必要がある。

相談の具体的な内容としては、海外で模倣品が製造・販売されていることに対して、どのような対策を取れるか、といったもの、海外で製造された模倣品が国内に流入していることに対して、どのような対策を取れるか、といったもの、また、インターネットオークション等で模倣品が販売されていることに対して対応を求めものなどが寄せられており、国毎の知的財産権制度の違い、相談者の所有している権利の違い、模倣態様の違いなどから、ケースバイケースでの対応を求められている。

こういった相談に対しては、国内問題に対しては、窓口担当の関係省庁と連絡を緊密に取ることで相談に対する対応策を検討し、海外問題に対しては、関係省庁の他、在外公館やJETRO等の在外機関と連携を取ることで、相談から考えられる関連法規による救済、該救済を受ける際の具体的な制度や相談先などを紹介している。

1.4 第三者評価機関による相談窓口の評価

- 常により良い窓口であるために -

政府模倣品・海賊版対策総合窓口では、上記の相談対応が、民間・第三者から見て満足できるものであるかを担保するために、第三者評価機関である「アドバイザーコミッティ」(座長は、大淵哲也 東京大学教授)を作り、企業、有識者の意見、指摘を受け、相談実務の改善を図ることとしている。

平成16年11月12日には総合窓口開設後実質的に初の開催となる、第2回目のアドバイザーコミッティが開催された。

アドバイザーコミッティでは、事務局である総合窓口から、寄せられた相談に対する回答について説明を行った後、委員から忌憚のない意見を寄せて頂いた。その

際、総合窓口では気づかなかった観点からの貴重な指摘を多数いただき、それを以降の相談に対する対応に反映している。

また、関係省庁ともその結果を共有し、さらなる連携に努めている。

2. 模倣品・海賊版問題に対する取り組み

平成16年5月に知的財産戦略本部により策定された「知的財産推進計画2004」に基づき、各省庁は知的財産立国実現に向けた取り組みを行っているが、その中でも「模倣品・海賊版対策」については、計15頁におよぶ記載がなされており、「知的財産推進計画2004」の中でも重要な一角をなしている。

上述については、

1. 外国市場対策を強化する
2. 水際での取締りを強化する
3. 国内での取締りを強化する
4. 中小企業・ベンチャー企業の支援と啓蒙を強化する
5. 官民の体制を強化する
6. 模倣品・海賊版対策を集中的に処理する

という6項目が挙げられ、項目毎に、具体的な内容及びそれを担当する省庁が明記されている。

2.1 外国市場対策について

外務省では、侵害発生国・地域への対策として、平成16年7月に知的財産侵害対策室を設置するとともに、在外公館向けに、「知的財産侵害対策侵害対応マニュアル」を作成している。

2.2 水際での取締りを強化する

近年、特許権、意匠権などが侵害申立制度の対象となり、輸入業者、仕出人の名称や住所等を開示できるよう関稅定率法が数度にわたり改正されてきている。これについては、昨今の日韓のPDP問題が新聞紙上等で大きく報道されていることから、ご存じの方も多いのではないだろうか。

関稅定率法等の關連法規については、財務省の關稅・外国為替等審議委員会の關稅分科会の企画部会の下に設置された「知的財産権侵害物品の水際取締りに



関するワーキンググループ」において、サンプル分解検査制度の可能性など知的財産権侵害物品の水際取締りの強化を検討している。

2.3 国内での取締りを強化する

インターネットオークションを利用した侵害の取締りについては、警察庁が会員登録の際の本人確認強化をオークションサイト提供会社に要請したり、経済産業省が特定商取引法施行規則を改正し、「商品の商標」を、通信販売の虚偽・誇大広告の禁止規制対象とする、総務省が、権利を侵害している出品物のサイトからの削除等を円滑にする方策について、関係省庁、電気通信事業者団体、インターネットオークションサイト管理者及び権利者団体等による検討の場を設けるなど、関係省庁において、積極的な対策が行われている。

また、経済産業省では、ノウハウ等が技術者を通じて海外に流出することを効果的に防止するために、営業秘密漏洩行為の国外犯処罰規定の導入を図ることを含め、経済構造審議会不正競争防止小委員会において、不競法等の改正について検討を行っている。

2.4 中小・ベンチャー企業の支援と啓蒙を強化する

経済産業省では、本年度末までに、「中小・ベンチャー企業における知的財産の活用方策に関する研究会」において、支援策を取りまとめ、公表する予定にしており、「中小企業知的財産権保護対策事業」についても、予算を要求中である。本相談窓口に寄せられる相談についても、知的財産権に関する基本的知識を欠いていたり、適切な知的財産権の取得がなされていないために有効な救済手段を受けられないケースが特に中小企業において散見され、中小企業における知的財産の取得・活用・保護に関する有効な支援を行うことは、非常に重要である。

2.5 官民の体制を強化する

官民の連携としては、第1には、先程来紹介している当窓口の設置であるが、政府内の連携体制の強化としては、警察と税関の情報交換と連携のため、平成16年4月に第1回の模倣品・海賊版対策情報連絡会議が開催さ

れ、その後も随時の情報交換が行われるなど、省庁横断的に模倣品・海賊版問題に取り組んでいる。

また、政府間の連携としては、日本の警察と中国・韓国の捜査当局、日本の税関と韓国の税関当局、日本の文化庁と中国・韓国の著作権関連当局、さらには、日本の特許庁と中国・韓国・台湾の権利付与官庁との連携など、知的財産権を扱う多数の関連省庁における連携が東アジアを中心として広がりを見せている。

さらに、官民の連携としては、平成16年5月に「国際知的財産権保護フォーラム」と連携して、官民合同訪中ミッションを実施している。これは、平成14年12月に行われた第1回の官民合同訪中ミッションのフォローアップとして行われたものであるが、計2回の訪中ミッションを行った結果、関係各方面から、その成果が報告されている。

平成16年12月には、訪中ミッションで行った要請事項でも優先要請事項に位置づけられていた、刑事訴追基準（侵害額が一定額（法人であれば50万人民元（1元13円））に満たない場合は、刑事責任を問わないというもの）の切り下げについて、中国当局から改正案の公表が行われることになっている。（寄稿時未発表）

過去の訪中ミッションにおいては、中国政府に対し法律及びその運用の改善を求めてきたところであるが、最近では中国自らAPECにおける知的財産権保護に関するシンポジウムの開催を提案するなど、知的財産権及びその保護の重要性について認識するに至っている。一方、運用面については中国当局の能力に依存する面が強く、権利付与機関、執行機関、司法機関および民間部門の実務能力を向上させる必要がある。日本政府としては、要請すべき事は要請する一方、関係各機関の能力向上が日中の産業界の発展、ひいては東アジア経済の安定的成長に繋がるという立場から、中国の知的財産権関連法の運用の実効性を上げるための支援策を積極的に推進していく所存である。

3. 欧米との連携

模倣品・海賊版に対し、上記の通り日本においては官民合同ミッションを行うなど、これまでも積極的に中国政府に働きかけを行ってきたところであるが、平成13年12月のWTO加盟後、いまや世界の工場、世界の市場に成長した中国に対し、日本を初めとする東アジア諸

国のみならず、欧米からの関心も高まってきており、その分、欧米にとっても、東アジア、特に中国における模倣品・海賊版問題は無視できないものとなって来ている。

各国・地域により、ニーズや方法論が異なっている部分もあるが、日本国政府としては、これらの各国・地域との情報交換を密にするなど連携を強め、協力して問題解決に挑む所存である。

ここでは、欧州・米国との連携について触れるが、WTO、APEC、OECDといったマルチの場についても積極的に活用していきたい。

3.1 欧州との連携

去る平成16年10月18日及び19日、中国における知的財産権保護に関する日・EU・中国共同セミナーが開催された。このセミナーは、平成16年6月の日・EU定期首脳協議で合意された「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU共同イニシアチブ」に基づく最初の具体的協力プロジェクトで、中国における模倣品・海賊版問題の現状と日・EUの被害の実例等について概観し、今後の模倣品・海賊版対策について協議するために、日・EU・中国の三者共催で開催された。

このセミナーにおいては、日本とEUがもっとも多く被害を被っている分野のひとつである工業デザインと不正取引、不正競争行為に焦点が当てられ、日・EUの官民より、同分野における被害の現状と中国政府当局に対する要望事項等が報告された。日本政府からは、外務省、経済産業省がプレゼンターとして参加し、特許庁からは瓜本意匠課長が国内外の意匠制度の紹介などを行った。

その後、平成16年12月3日は、ブリュッセルで日EUの知財対話が行われ、また、平成17年10月に日・EU・中国で中国の知的財産保護に関する協議を行うことを決定するなど、日・EUの知的財産保護に関する連携が急速に進められている。

3.2 米国との連携

米国との連携については、平成16年10月経済産業省の奥田製造産業局次長が米国商務省のレビン氏と面会し、その後レビン氏が日本を訪れるなど、連携を強めている。

Profile

今浦 陽恵(いまうら あきよし)

平成11年4月 特許庁入庁(審査第二部 応用物理(電気計測))

平成15年4月 審査官昇任(特許審査第一部ナノ光学)

平成16年9月より現職

米国はハリウッドに代表されるコンテンツ産業が進んでおり、従前模倣品・海賊版対策としては、海賊版分野を重視する傾向にあったが、近頃は、平成16年10月に発表された「STOP (Strategy Targeting Organized Piracy)」イニシアチブにおいて、海賊版(piracy)とともに、模倣品(counterfeit)についても併記するなど、模倣品の重要性についても認識し始めており、今後さらなる情報交換に努めるなど、連携の強化が望まれる。

4. 終わりに

経済産業省の模倣品対策・通商室は、前述の通り平成16年7月に新設された新しい部署であるが、創設以来模倣品・海賊版問題の解決こそ、日本の産業界の発展を支える重要な要素であるとの信念の下、スタッフ総出で個々の問題に対処している。

立ち上げたばかりでまだまだ関係各所の要望の全てを満足できる水準に至っていないこともあろうことかと思うが、厳しいご意見と暖かいご支援により、より良い窓口、対策室を目指して精進していきたい。